

# 市民文教委員会会議録

平成28年9月27日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:22

## 【 案 件 】

1. 議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
2. 議案第105号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事)
3. 議案第106号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2工区)工事)
4. 議案第107号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3工区)工事)
5. 議案第108号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4工区)工事)
6. 議案第109号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5工区)工事)
7. 議案第110号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事)
8. 議案第111号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事)
9. 議案第112号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)
10. 議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
11. 議案第116号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)
12. 議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

## 【 所管事務調査 】

1. 普通教室へのエアコンの設置について

## 【 報告事項 】

1. 工事請負変更契約について (学校施設整備推進室)
2. 飯塚市立穂波東中学校の新校舎への移転時期について (学校施設整備推進室)
3. 平成28年度中学生海外研修事業の実施について (生涯学習課)

---

## ○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

## ○市民課長補佐

「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。市民の方の利便性向上をめざし、マイナンバーカードを活用して、市内9カ所に設置しております自動交付機に代えて、コンビニエンスストアの民間端末機を介して、印鑑登録証明書を交付することに伴い、飯塚市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案書の18ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。コンビニ交付は、平成28年10月24日から開始をいたします。

以上、議案第104号の飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、説明がございましたように、10月24日からマイナンバーカードを活用して、印鑑登録証明書、住民票等のコンビニ交付が始まるとのことですが、まず最初にお伺いしたいのが、このマイナンバーカードは身分証明書としても使用することが可能だということで、私も何回か身分証明書としてマイナンバーカードを提示していただいたことがあるのですが、裏と表とカードにあります。このカードの裏面にはマイナンバー番号等がたしか入っていたと思うのですが、いきなりぽっと出されたときにちょっとびっくりしました。そういったときの身分証明書として、例えば必要な側が保管するためにはどういった形の——、例えば裏面はコピーしてはだめですとか、そういったルールみたいなのはあるのでしょうか。

○市民課長補佐

今質問があった分については、マイナンバーカードには、表面には氏名、住所、生年月日、性別、それと顔写真がついております。これについては公的身分証明書として利用できます。ただしレンタル店などでの身分証としては幅広く利用されますけれども、裏面の、先ほど質問があったようにマイナンバーの番号につきましては税と社会保障の手続のみにしか使われないので、カードの裏面のマイナンバーをレンタル店がコピーしたり、書き加えたりすることはできません。

また、マイナンバーカードを渡すときにはカードケースがありまして、カードの中には番号が見えないように交付をしております。

○兼本委員

今答弁いただいたところをちょっとまとめますと、表面は身分証明書と、裏面に関しては税と社会保障の手続のときに使うという形で分けるということによろしいのでしょうかね。

○市民課長補佐

そのとおりでございます。

○兼本委員

それとあともう一つ、マイナンバーカードを活用して住民票等のコンビニ交付が行われた場合に、市報とかチラシ配付とかによって周知が図られていると思うのですが、マイナンバー制度やマイナンバーカードの活用についての広報がまだまだ不足しているのではないかというふうに思います。そのあたりはどのように思われますでしょうか。

○市民課長補佐

今現在、マイナンバーカードを活用してコンビニ交付を行っている自治体は、9月1日現在250団体ございます。大幅に増加しているということでございます。しかしながら、マイナンバーカードを活用した住民サービス向上に関しては、おくれがちが見られています。そのため9月16日付で、総務大臣名で、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について、県知事に依頼がござっております。

今後、市といたしましても、関係課と連携を取り、マイナンバー制度に関して、市内事業者、市民の方への周知に努めていかなければならないと考えております。

○兼本委員

それでは例えば、印鑑証明書を申請する場合におきまして、飯塚市の窓口で申請した場合というのは、印鑑カードであるとか住基ネットカードを提出して印鑑証明書を申請するという形です。このマイナンバーカードがあれば、当然今コンビニではこのマイナンバーカードを使って取得することは可能ですよと。では飯塚市の窓口で印鑑登録証明書を取るときというのは、このマイナンバーカードを持って行って申請すれば、取れるような形になるのでしょうか。

○市民課長補佐

今のご質問あった分については、コンビニでは確かに印鑑証明を取れます。しかしながら窓

口で、マイナンバーカードで申請をされても印鑑登録証明書は取れません。そのかわりとして、市として印鑑登録証を手渡しして、窓口に来られた場合はそれで証明書を取るという方法をとらせていただくようになります。

○兼本委員

今の確認ですが、今私たちが印鑑登録証明書を取るためのカードを持っています。これはそのまま今後とも使えるということですのでよろしいですかね。もう1つ住基カードというのは、今後存続するということになるのですか。もししないということであれば、そういった場合の窓口で印鑑証明書をとったりするときには、どういった形になるのかを教えてください。

○市民課長補佐

今までの印鑑登録カードを持っている方については、そのまま窓口へ持って来られたら取れます。ただし住基カードを持っている方につきましては、マイナンバーカードをつくった時点で2枚持ちはできませんので、マイナンバーカードに変えられて、その後、手続として印鑑登録カードを交付します。それでコンビニと窓口で取れるような形をとらせていただきます。

○兼本委員

わかりました、ありがとうございます。そうすると、マイナンバーカードを発行するときには一緒に印鑑カード届出書もお渡しされるということでしょうか。

○市民課長補佐

マイナンバーカードを持っている方に交付するときは、登録証のある方はそのまま市民カードも使えますので、印鑑登録証明書は窓口で取れますけれども、持っていない方については登録カードをお渡しします。確かに住基カードに印鑑登録をしている方がございますので、変わりとして印鑑登録証を手渡しいたします。

○兼本委員

それともう一つ、今度はコンビニエンスストアで印鑑証明書等の交付を行った場合なのですが、今まで飯塚市にあった自動交付機であれば、たしか職員の方が案内に立っていたように思っていたのですが、例えば高齢者の方がコンビニエンスストアで印鑑証明書の交付の仕方の操作方法が分からないよといった場合ってというのは、混乱といいますか、いろんな問題が起こるのではないのかなというふうに思うのですが、そのあたりはどのように思われますでしょうか。

○市民課長補佐

そういうことにつきましては、県内の大牟田市が平成23年度から福岡市が平成24年度からコンビニ交付を始めております。そこに問い合わせたところ、どういうトラブルが起きているのかということですが、操作方法についてのトラブルは特にございませんと。ただし暗証番号を忘れる。暗証番号を3回間違えてロックが掛かったということのトラブルが起きます。

それから、28年2月から開始した新宮町では、高齢者の方から、確かに証明書の取り方が分からないということの連絡の回答がありました。そうしますと、市としてはマイナンバーカード交付時に暗証番号をタッチパネルに触ってもらって、直接入力をしていただいております。その際に、国が指定した様式に入力していただいた暗証番号を記載して、忘れないように手渡しをしております。

また、カード交付時に、コンビニ交付のチラシと、コンビニでの証明書の取得方法の記載チラシを配付し、周知を図っております。現在、稼働している自動交付機においても暗証番号の忘れやロックが掛かったトラブルが発注しておりますけれども、これについては窓口対応になりますので、そういった連絡があった場合は、市民課または市民窓口課において手続をするように、窓口では丁寧な対応をしていくということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事)」から「議案第112号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)」までの8件については関連があるため一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

関連がございますので、「議案第105号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事)」から「議案第112号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)」までの8件につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

議案書19ページの議案第105号から議案書100ページの議案第112号までの8件の工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案書19ページをお願いいたします。「議案第105号 (仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事)」につきましては、契約金額14億6987万4600円で、「赤尾・みぞえ・友信特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 赤尾組 代表取締役 赤尾均」と契約を締結するものであります。

次に議案書31ページをお願いいたします。「議案第106号 (仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2工区)工事)」につきましては、契約金額9億5578万8120円で、「協同・竹並・末次特定建設工事共同企業体 代表者 協同建設株式会社 代表取締役 松岡雷蔵」と契約を締結するものであります。

次に議案書42ページをお願いいたします。「議案第107号 (仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3工区)工事)」につきましては、契約金額7億1941万5千円で、「山下・三協増改築・本河特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 山下工務店 代表取締役 山下得雄」と契約を締結するものであります。

次に議案書53ページをお願いいたします。「議案第108号 (仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4工区)工事)」につきましては、契約金額7億945万2千円で、「春田・神崎・曾根特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 春田建設 代表取締役 春田統一」と契約を締結するものであります。

次に議案書64ページをお願いいたします。「議案第109号 (仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5工区)工事)」につきましては、契約金額6億1029万6120円で、「九特・アイ・インテリア特定建設工事共同企業体 代表者 九特興業株式会社 代表取締役 新川猛文」と契約を締結するものであります。

次に議案書73ページをお願いいたします。「議案第110号 (仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事)」につきましては、契約金額2億6892万円で、「飯塚・藤川特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 飯塚電設 代表取締役 坂口幸晴」と契約

を締結するものであります。

次に議案書86ページをお願いいたします。「議案第111号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（体育館棟・電気設備）工事」につきましては、契約金額2億1546万円で、「昌栄・ハシザキ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社昌栄電設 代表取締役 岩下秀樹」と契約を締結するものであります。

次に議案書100ページをお願いいたします。「議案第112号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（体育館棟・給排水衛生設備）工事」につきましては、契約金額1億7517万6千円で、「平山・畠中特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 平山設備 代表取締役 平山賢徳」と契約を締結するものであります。

以上、8件の入札執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」並びに「特定建設工事共同企業体運用基準」に基づきまして、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、7月29日に入札公告を行い、8月23日に入札を執行いたしております。

入札の結果でございますが、議案書資料の20ページの入札概要をお願いいたします。「議案第105号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（1工区）工事」につきましては、2共同企業体から入札参加申請があり2者による入札の結果、予定価格14億6987万4600円に対し、落札額14億6987万4600円、落札率100%で「赤尾・みぞえ・友信特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。なお、この入札につきましては、2者全者が予定価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。工期につきましては、本契約として認められた日から平成30年1月31日までとしております。

次に議案書資料の32ページの入札概要をお願いいたします。「議案第106号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（2工区）工事」につきましては、4共同企業体から入札参加申請がありましたが、1者が落除きにより、3者による入札の結果、予定価格9億5578万8120円に対し、落札額9億5578万8120円、落札率100%で、「協同・竹並・末次特定建設工事共同企業体」が落札しております。なお、この入札につきましては、3者全者が予定価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年12月28日までとしております。

次に議案書資料の43ページの入札概要をお願いいたします。「議案第107号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（3工区）工事」につきましては、4共同企業体から入札参加申請がありましたが、2者が落除きにより、2者による入札の結果、予定価格7億1941万5千円に対し、落札額7億1941万5千円、落札率100%で、「山下・三協増改築・本河特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。なお、この入札につきましては、2者全者が予定価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年10月31日までとしております。

次に議案書資料の54ページの入札概要をお願いいたします。「議案第108号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（4工区）工事」につきましては、4共同企業体から入札参加申請がありましたが、3者が落除きにより、1者による入札の結果、予定価格7億945万2千円に対し、落札額7億945万2千円、落札率100%で、「春田・神崎・曾根特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年10月31日までとしております。

次に議案書資料の65ページの入札概要をお願いいたします。「議案第109号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（5工区）工事」につきましては、4共同企業体から入札参加申請があ

りましたが、3者が落除きにより、1者による入札の結果、予定価格6億1029万6120円に対し、落札額6億1029万6120円、落札率100%で、「九特・アイ・インテリア特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。工期につきましては、本契約として認められた日から平成29年10月31日までとしております。

次に議案書資料の74ページの入札概要をお願いいたします。「議案第110号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事」につきましては、2共同企業体から入札参加申請がありましたが、1者が辞退され、1者による入札の結果、予定価格2億6942万7600円に対し、落札額2億6892万円、落札率99.81%で、「飯塚・藤川特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。工期につきましては、本契約として認められた日から平成30年1月31日までとしております。

次に議案書資料の87ページの入札概要をお願いいたします。「議案第111号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事」につきましては、1共同企業体から入札参加申請があり、1者による入札の結果、予定価格2億1557万8800円に対し、落札額2億1546万円、落札率99.94%で、「昌栄・ハンザキ特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。工期につきましては、本契約として認められた日から平成30年1月31日までとしております。

次に議案書資料の101ページの入札概要をお願いいたします。「議案第112号（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事」につきましては、6共同企業体から入札参加申請があり、6者による入札の結果、予定価格1億8464万4360円に対し、落札額1億7517万6千円、落札率94.87%で、「平山・畠中特定建設工事共同企業体」が落札したものであります。工期につきましては、本契約として認められた日から平成30年1月31日までとしております。

以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

まず最初に、今ご説明があった議案については、直近の市長の定例会見で、市長は「好ましくない」というふうにおっしゃられたと言われています。審議するまでもなく、トップが好ましくないと言われているような議案は一度取り下げて、検討して、再提出してください。答弁求めます。

○契約課長

その記者会見の席には、私も同席をさせていただいておりました。私も本会議場でも答弁させていただきました。我々、発注をしている契約課といたしましては、なかなか100%という落札率はありません。非常にレアケースではございます。これが今回の議案に上程させていただく案件が出たということは「好ましくはない」という表現はされたとは思いますが、これが例えば違法ではないんですね。その辺でご理解いただけたらと思います。

○上野委員

一般質問が終わって、市長の定例記者会見、23日でした。その時点でもう市長は好ましくないという認識を持たれてあるんですよ。もう一度、市長としっかりとそこを話し合っていて、提案されるべきではないかなと思いますが、一応、質疑をさせていただきます。

質疑に入る前に、今日の委員会予定の報告事項の2に飯塚市立穂波東中学校の新校舎への移転時期についてという事項が上げられております。この審査に対して、大変関係がありますので、内容だけ簡単に結構です。移転時期、これはおくれるということですか。

○学校施設整備推進室主幹

本日、報告事項のほうに上げさせていただいております、2番の飯塚市立穂波東中学校の新

校舎への移転時期についての内容につきましては、今質問委員言われるとおり、移転時期のおくれに対するご報告になります。

○上野委員

後から詳しく説明があるのでしょうかけれども、見る限り半年おくれて、小中一貫校としての開校は1年間おくれるというような内容だと思いますが、間違いはないですか。

○学校施設整備推進室主幹

今言われるとおり、今回ご報告いたします内容につきましては、移転時期、穂波東中学校が1年おくれるというふうな内容でございます。

○上野委員

当市は、小中一貫校は穎田、幸袋、穂波東そして今回議案に上がっている鎮西校区になりますが、それぞれの建設金額総額、これ本会議の場でも一般質問であったのですが、改めて教えてくださいいただけますか。

○学校施設整備推進室主幹

本会議のほうで申しましたのが、建設金額だけということで、ただいま手元に持ってきておりますのが、造成費なども含んだところで、お答えのほうをさせていただきたいと思います。平成28年の予算特別委員会のほうでお答えしました金額につきまして、まず幸袋中学校区の一貫校のほうで設計委託料、建設、造成それから解体、そういうものを含めまして、63億2482万8千円。続きまして、鎮西中学校区が75億7889万3千円。続きまして、穂波東中学校区が56億6846万9千円。最後に、穎田中学校区でございますが、29億330万4千円ということで、合計で224億7549万4千円ということになっております。

○上野委員

小中一貫校の金額を今お聞きしたのですが、非常に申しわけない、失礼な言い方をさせてもらいますけどね、穎田は30億円以下なのですよ。幸袋が63億、穂波東が56億。つまりね、飯塚市においては、建設金額の大きい一貫校の建設では、工期どおりに竣工させるような発注ができていないのですよ。厳しい言い方すると、その能力をあなた方は持っていない。つまり2校ともおけているのですよ、間違いありませんよ。

○学校施設整備推進室主幹

現在、小中学校再編整備計画におきましては、当初幸袋中学校、鎮西中学校、穂波東中学校区での施設の建設は、平成27年度末までということで計画をしておりまして、移転時期は平成28年4月としておりました。今おっしゃられるように、当時のこの整備計画と比べると、若干おくれが生じております。

○上野委員

若干おくれてもね、子どもたちは1年間おくれるのですよ。新しい校舎に入ることを約束されて、心待ちにしていた目尾小学校の児童や保護者、地域の方々の気持ちをあなた方はもう踏みにじってきているのですよ。しかもそれに加えて今回は、穂波東中学校関係の生徒、保護者、地域の方々も同じ境遇に置かれることになる。あなた方、行政の責任重いですよ。

今まで私たち議会は、たとえ100%入札であったとしても、1者入札であったとしても、できるだけ子どもたちに不自由がないようにとか、4月の開校に間に合わせてあげたいという思いで、その都度、入札の不備を指摘しつつ、議案を可決してきましたよ。でもね、原因は何であれ、結果として幸袋、穂波東と立て続けにあなた方に裏切られてきているのですよ。

もうあなた方は、この工期というものを理由にして、100%入札を認めてくださいというような説明は通用しないということを初めに申し上げておきます。

平成26年度から続く大型建設工事なのですが、先ほど契約課長はレアなケースと言われましたが、100%入札は16件。このうち1者入札によるものが9件。レアではないですよ。このような事態が頻繁に発生しております。今回、このような事態を回避するために、どのよ

うな反省や検討がなされたのか教えてください。

○契約課長

今議員ご指摘のとおり、特に、平成26年度から始まりました大型発注において、建築工事においてこのような事態が発生をいたしております。これにつきましては、反省と申しますか、私ども内部で検討いたしますのは、例えば、今、事前公表しております予定価格と最低制限価格を隠すとか、あるいは手持ちを撤廃する。あるいは市外に発注する。あるいは例えば、分離分割を考え直す。いろんな内部の検討はさせていただいてきたところでございます。ただ、行政の一貫性と申しますか、今回大型発注をしていく中で、市内業者でできるものは市内業者さんに発注をするという方針でもありましたし、やはり分離分割発注をして受注機会の確保というふうのもございます。なおかつ鎮西の一貫校につきましては、今回5工区で発注をさせていただいておりますが、過去の発注経緯においては、10億円を超えるような案件につきましては、基本的に市外ゼネコンでという形で対応してきたところもございました。これ別段、規約等があるわけではございません。ただ、そういった過去の経緯もございますので、鎮西を、あまり工区を分けなくて、それぞれの工区を巨大化してしまうと、やはりなかなかその施工上に無理があるのではないかと、また、体育館棟は今回14億円なのですが、これはちょっと分けられないということで、そのまま発注をしたところでございますが、いろんな協議をしていった中での、今回の発注に至っております。

○上野委員

地場業者の育成というのは十分わかります。大きな発注も、地場に、市内業者に発注をしていただいていることも、それは感謝を申し上げたいと思いますが、今契約課長の中にもありますけども、当議案の場合で、5つの業者しかいच्छゃらない、JVしかいच्छゃらないのに、5工区の仕事が発注している。例えばこれを4工区にして発注することは不可能だったのですか。

○契約課長

鎮西の工区というのは非常に分離分割がしやすい、結論から言えば4工区で発注することも可能、3工区でもできました。ただ内部で検討した結果、5工区で発注いたしております。

○上野委員

入札制度は総務委員会の特別付託事件として審議され続けてきているにもかかわらず、あなた方は最善を尽くそうとしていないと思いますよ。つまり行政がみずから高い落札率を望んでおられるのですか。

○契約課長

もちろん、決して我々は高い落札率を望んでいるわけではございません。委員ご指摘のように、例えばこれを4とか3にひつつければ、また変わった状況になったかもしれませんが、重なった答弁になって申しわけないのですが、やはり10億円をある程度目安として、我々、基本は、分離分割はなるべく小さく分けなければならないという考え方もある中での、今回の5工区に至ったわけでございます。

○上野委員

答弁になっていないんですけどね、この発注に関しては業者選考委員会が行われていますよね。選考委員会に出される資料、たたき台というのはあるのですか。

○契約課長

業者選考委員会の提出資料はそれが全てでございまして。その前のたたき台云々というのはございません。

○上野委員

選考委員会で最終的に結論を出す場合は、どのようにして決められるのですか。

○契約課長



私ども事務局のほうで資料を作成し、委員会に付議し、ご審議いただき、その内容で告示行するか、あるいは当然訂正があれば、再度また協議をするというふうな格好になります。

○上野委員

多数決とかではなくて、合議制で、全会一致でやられているという認識で、これあとに関係するので、間違いはないですね。

○契約課長

その委員会において、採決をとったことはありません。

○上野委員

わかりました。鎮西小中一貫校発注をいつまで延ばせば、だれが見ても、競争性が担保できるなというような業者数を確保できるのでしょうか。

○契約課長

現在、今回のこの鎮西の発注が終わったあとにS I等級全者張りついております。この中で今年度末までに帰ってこられる業者さんがおられますので、来年度になれば、競争性については確保できるというように考えております。

○上野委員

市長も好ましくないと、工期は信用できない。来年度まで先延ばせばいいじゃないですか。どうですか。

○契約課長

議員、先ほどの私の答弁なのですが、訂正ではないのですが業者の格付というのは、毎年変わりますので、絶対ということは、すいません申しわけないです。ただ、ほぼそんなに大きく変化はないので、来年度になれば業者数は確保できると考えております。事業の先延ばしということにつきましては、内部で協議、決定いたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○上野委員

理解できないから質問しているのですけれども、工事を先延ばしできない理由というのは、開校の時期以外に何かほかにあるのですか。

○学校施設整備推進室主幹

開校の時期に関しましては、おっしゃられるように、保護者、またそこに通う児童生徒以外のところで何か問題があるのかといいますと、現在、学校施設整備推進室のほうで所管しております、本事業に係る国庫補助金等につきましては、若干といいますか、影響のほうが出る見込みとなっております。この分についてご説明しますと、今年度着工をいたします予定で、国の補助金のほうを現在申請しております。申請をしております国の補助金、学校施設環境改善交付金というものなのですが、国の予算が、平成27年度補正予算での国の予算を当て込まれておりますもので、今回発注を行わず今年度着工ができなかった場合は、既に国の予算として1回繰り越した状況となっておりますので、この分の交付金のほうが入ってこなくなるというふうなことが予想されております。金額につきましては、平成28年、29年度が連動しますので、トータルで2億4千万円ほどの歳入が入ってこなくなるというふうに見込んでおります。

○教育部長

ただいま学校施設整備推進室主幹のほうから、財源についてのご説明をさせていただきました。また、先ほど委員のほうから他校についても遅延しているので、というような厳しいご指摘もございましたけれども、この施設一体型一貫校を建設しておりますが、その最大の目的は耐震化という問題を早期に解消したいということでございます。計画としては平成27年度までに完了するというところで、昨年度もご答弁させていただいたと思っておりますけれども、全国的に見ても、ほぼ耐震化が終了して残り6.5%。その自治体に飯塚市も入っているという状況

がございまして、やはり児童生徒の安全確保のためにも、一日も早くこの施設改善をやりたいというのが私どもの最大の目的でございます。そういう中で、今回もまた後ほど詳しくご説明をさせていただきますけど、穂波東小中一貫校につきましても、やむを得ず開校の時期をおくらせなければならないということでございますが、この検討につきましても、やはり地震、震災について避けるということで、何とか計画どおりに統合ができないかということも相当検討した結果でございます。

この鎮西中学校区施設一体型の一貫校の建設に当たりましても、業者選考委員会の前に契約課のほうから意見聴取も求められましたので、私どもとしては、ほかのところは遅延をさせてしまったけれども、何とかこの鎮西校だけは予定どおりに完成をさせてほしい。そのために最善を尽くして工区割りについても、しかりでございますけれども、十分検討をしていただきたいというお願いもしたところでございます。

確かに入札結果につきましては、先ほどご意見いただいたところでございますけれども、やはり私どもとしては、当初の目的達成のため、何とぞこの議案についてはご議決いただき、予定どおり鎮西校については開校させていただきたいと思っておりますので、何とぞその点ご理解をいただきたいと思っております。

○上野委員

私の質問、確認させてもらいますね。この議案を取り下げない理由は、工期のほかには国庫補助金が2年間で2億4千万円。耐震を早くしたい。この2つに間違いはないですか。

○教育部長

ただいまご説明いたしましたのは、そのとおりでございます。

○上野委員

耐震早くしたい。何で3校一緒に建てないのですか。お聞きします。

○教育部長

3校同時に建設をできなかった理由でございますけれども、これについては、平成23年度からの取り組みということで、平成23年3月に第2次公共施設のあり方の実施計画を策定したところでございますが、これに基づいて、今ご説明をいたしました3校についての一貫校開設を目指すということをしておりましたが、なかなかこれも、いわゆる保護者を初めとして地域の同意というのも簡単には得られない状況がございました。3校ともそれぞれに地域に入っ

てご説明をする中で、着手できるところから着手をしていった、その結果でございます。

○上野委員

結局、同意が得られなかったから、先にやられるところからやったということでしょう。少しでも早く建ててあげたいというのは、みんな同じ気持ちですよ。それを、あなた方が今おっしゃられていることを信用できないようにしてしまったのは、誰ですか。さっきも申したように100%入札であっても、1者入札であっても、議会は認めてきているんですよ、今まで。小中一貫校の建設2校、大型工事を。2校ともおくらせているのは誰ですか。そんな責任を議会に押し付けてはだめですよ。国庫補助金2億4千万円。今言われました。今年度中に着工すれば、下りてくるのですよね。先ほど契約課長が言われました、来年度にならないと業者数は戻って来ないと。提案しましょう。1回取り下げて、5工区を4工区にして出し直してくださいよ、それだとお金の問題解決できるでしょう。いかがですか。

○契約課長

今回入札を執行いたしまして、落札業者、今のところ仮契約で決定いたしております。私ども、事前公表して入札の執行をいたしておりますので、これについて、この入札を無効にするという理由については、私はないものと考えております。

○上野委員

意見をお聞きしているんじゃないんです。今年度中に着工したら2億4千万の財政効果は維

持出来るのですよね。

○学校施設整備推進室主幹

今回契約を行えば、現在申請している内容での交付金がやってくるというふうに考えております。

○上野委員

財政の問題、もう一つ。今回の議案の建築工事がすべて最低制限価格で落札された場合、現在審議している金額との差額、幾らになりますか。

○教育部長

今回の契約をいただければ、工期といたしましては、平成30年の2月に完成の予定でございます。3月中に引っ越しをして、4月開校ということを考えると、これ以上のスケジュールの遅延は予定どおりにまいりませんので、非常に難しいです。当然、29年度中に工事が完了いたしませんと、30年度にはみ出す部分については財源の手当てがつかいません。

○上野委員

2億4千万円という金額は、工期に応じて割合で出てくると、こういうことですか。

○学校施設整備推進室主幹

先ほど答弁のほうをさせていただきました2億4千万につきましては、それぞれの出来高の割り振りに応じて今年度やってくる分と来年度やってくる分に分かれておりますので、その2年間で工事費トータルに対してやってくるような形になります。

○上野委員

確認しますよ。今年度着工すれば、あなた方は工期延ばすのだけど、それに応じた最大2億4千万は、今回の契約じゃなくても出てくるということですか。

○学校施設整備推進室主幹

今回の契約でなくては工期的に厳しいので、出てこない可能性がございます。

○上野委員

ごめんなさい。工期延び延びだからね。ではこう聞きましょう。今回の契約じゃなくても本年度中に契約すれば、2億4千万のうち、出来高分は貰えるのですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

○学校施設整備推進室主幹

一部については入ってなくなるというところで、お願いいたします。

○上野委員

2億4千万まるまる無くなるってことはないということですよ。先ほど質問したのですが、今回の議案の建築工事がすべて最低制限価格で落札された場合、今審議している議案の金額との差額は幾らになりますか。

○契約課長

ただいまのご質問の件ですが、差額につきましては、5案件すべて合計しまして4億7881万1520円。約4億8千万円でございます。

○上野委員

財政問題解決しますね、おそらく。来年度にならなくても、来年度に発注すれば一番いいのですが、補助金がどうしても歩掛り具合でもらいたければ5工区を4校区にして、提出し直してもらえばいい。そしたら、今土木工事等でも多数見られているような、最低制限価格による落札の可能性も非常に高くなるんじゃないかと私は思いますが、皆さんもそのように思

われていると思いますよ。

差額は5億、約4億8千万と言われましたかねあなた方には最小限のコストで最大限の効果を追求する責務があると思うのですが、いかがですか。

○契約課長

今委員ご指摘の最小限のコストで最大限の効果を上げる責務。これにつきましては、自覚いたしております。繰り返しの答弁となって申しわけないのですが、今回議案として上程をさせていただきますので、どうかご審議賜りますよう、お願いいたします。

○上野委員

そういう責務があるのですよ。あなた方がね、今議案で、今隣の総務委員会で審議されているでしょう議案第100号飯塚市職員倫理条例に書いてあるのですよ。あなた方は上程しているのですよ。

提案理由読みましょうか。職員が公務員としての倫理を保持するとともに、その公正な職務の執行を損なわせるような行為の防止を図ることにより、公務に対する市民の信頼を確保するための措置等を定めるため本案を提出するものである。第1条、この条例は、職員が市民全体の奉仕者であって云々となってですね、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。第5条第4項、職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう事務を効率的に行わなければならないこと。第6項、職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、法令等に従い、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

あなた方が出しているのですよ、これ。先ほど聞きました業者選考委員会の皆さん方、全員これに抵触しているのだと思いますが、どのような認識持たれています。

○契約課長

限られた業者数の中で、今回の発注ということにさせていただいております。当然、公正な形でさせていただいておりますので、そこで疑念を持たれるような行為等は全くあっておりません。

○上野委員

最大限の努力をしなくちゃいけない。疑惑を持たれないために。5業者に対して5工区の仕事を出すのと、4工区の仕事を出すの。どちらが最大限の努力だと思われませんか、答弁を求めます。

○契約課長

先ほど申しましたように、3工区、4工区、5工区、6工区いろんな検討をした中で、今回の5工区になっております。3工区、4工区にした場合、10億円を超える工区が複数存在するという部分について、やはりいかがなものかというふうな議論の中で、今回の5工区に至っております。

○上野委員

10億円を超えるような事業でも市内業者で十分にやれるように皆さん育成されてこられたじゃないですか。あなた方がとるべき道は明白ですよ。議案を撤回し、競争性を確保して、再度発注する。開校は、関係者の皆さんにできもしない期待を持たせるよりも十分に時間的に余裕を持てる時期を提示するべきです。そして何より、市長もこの入札は好ましくないとはっきりおっしゃってらっしゃるのですよ。好ましくない議案を提案して、議会に何を求めてらっしゃるのですか。トップが言っていることが全てだと思いますよ。部下であるあなた方がこの議案をゴリ押しする理由の一つも無いと私は思います。ただ、落札された業者さんには、申しわけありませんが、再度、議案の撤回をするべきだと思いますが、お考え変わりませんか。

○副市長

定例記者会見に、私は出席していませんでしたから、細かいその辺のやりとりのニュアンスというのは承知しておりませんが、好ましくないというのはどういう質問に対して出たのかというのは、私にはわかりませんが、確かに、担当課長は言いますように、過去の発注件数からいうと1者でも9回、1者入札があるじゃないかという質問議員の申し出でございませうけれども、確かに9回そういうことはございました。ただこれは26年度から今年度までの3カ年間の特異なケースとこういうことで、総務委員会の入札制度の中でご説明申し上げてやってきた結果でございませう。もちろん、だからいいということではございませう。

基本的には地元業者育成ということをちょっとおきますと、今質問議員が言われることは全て解決。私はその内容として、私は業者選考委員会の委員長も兼ねておりますので、先ほど言われたように市外業者をオープンにして入れるが1つ。それから、すべて大型工事は一括発注すれば事務経費が安いから経費的な問題はもっと安く上がる。それから3点目。競争性だけに着目すれば、手持ち工事を全てすると特例を認めれば、この手持ち工事というのは、あまり他市の例がないようではございますけれども、私は飯塚市の地元業者育成ということは、非常に私はいい制度ではないかというふうに思っております。というのが、市外業者をオープンにすると地元業者の育成につながることは分かります。それから、一括発注で、分離分割というのは、分割しても、今の技術で言えば前回どこだったですかね、細かく今の日本の建築技術であれば、1階、2階、3階、4階と分けることだって可能だと、技術的には可能でしょう。それは恐らく。しかし、そこまでやはり分離分割するというのは、一定の常識の範囲であろうと思っております。ですから、今回のケースはいろいろな案があったけど、これが一番いいやり方だということを決めて、提案をお願いしております。

それと、このレアなケース、若干不自然だなという思いは、私は正直ありますけれども、違法とかなんとかいうのは本会議でも担当課長が答弁しておりますけれども、そういう調査権が我々、あるいは警察にそういうのをお願いしておりますけれども、そういう回答もいただけない。であれば、議案として提出したということは、これを最大限通すという形で執行部は提出しているわけです。ただ思いとしては、費用の面で100%になれば、先ほど言われたとおり、4億7千万円、最低価格で競争性が担保できれば、最低価格で全部入れるかといえ、これはまた仮定の話ですから、全くわからないっていうことではございますけれども、その可能性は幾分かでも高まるのは間違いないかもわかりませんが、どれを取るかわからない。ただ、教育委員会、大変申しわけないけど、3カ所のうち2カ所がちょっとおくらしている。これも最大限その父兄のみなさんや生徒に約束したことを守りたいと思ったけども、いざ工事を始めてみると土の中とか土質とかいろんな問題で、机上で計算したよりも若干おくれる面は、ある程度どんな工事でも、だからいいというふうには私言いませんけれども、そういうことはあろうかと思っております。今回、発注の段階から保護者の皆さんや生徒にうちの入札の関係でおくれますなんてことは、おそらくこれは、もちろん今造成工事やって、今回の場合は土の下に大きな問題はありませうので、鎮西については、私は十分順調に行くのではないかと。ただし今の機会を逃すと完成が明らかに間に合わない。3校とも間に合わないのかということもございませう。

それと何でじゃあ、ちょっと長くなりますけれども、こういう発注の仕方をしたかという、いろんな補助事業というのは国が示します。これ必ず年限が付いています。3年以内とか5年以内とか。だから中心市街地については平成23年から27年度で終わりだということで、去年でいたい終わるとか、そういうふうな仕組みがございませう。その中でやってわずかな国の補助金をもらわないと行政というのはやっていけませんので、その補助金を最大限取りにいろいろな事業を仕掛けてやります。耐震にしても、平成27年度までやってくれというのが国の大きな方針で、うちはおくらしております。そういうことをやった。あるいは合併して、自校方式の給食をするとか、大規模改造をするとか、小中一貫校やる。そういうのをずっと続けてきたというのはひとえには合併特例債をできるだけ一般財源の負担のないやつで行きましょ

うという長期の財源見通しを立てた中でやっております。ですから、今回もこれをいまさら、いまさらという言い方はあれですけど、全く取り下げないかというご質問ですけども、これはぜひ審議していただいて、反対していただければ、ということですので、取り下げるといことは全く考えておりません。

○上野委員

市政全般にわたる話から入札制度まで本当ありがとうございます。僕も納得できることたくさんあるのですが、今5業者しかいないのに5工区を出すのが最適だというふうなことは、私は理解できないのですよ。4工区にすることも可能だったら4工区にするべきですよ。それがあなた方の最大限の努力じゃないかなというふうに私思っているのですよ。他の委員の質疑指摘もあるようですから、一旦終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

談合とかね、口利きが絶対にできない入札制度に関しては、そういうふうな入札制度の実施という考え方が、私どもが12月議会で改正した新しい政治倫理条例や今議会で皆さん方が提案されている飯塚市職員倫理条例の大きな柱の一つではないのかなと、私は思っているんですよ。

先ほど申し上げました5工区を4工区にできる。できることを何でやらないんですか。行政がその責務を果たしていないことが明らかな議案を見過ごすことは、これらの条例の存在意義や内容にも大きな影響を及ぼしかねないんじゃないかな。私個人はそのように考えています。きちんと責務を果たしていない議案は、まず庁内でしっかりと意見統一をして提案されるべきで、今回については提案されるべきではなかったのではないかなというふうな意見を申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:01

委員会を再開いたします。

議題中、「議案第105号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2工区)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3工区)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4工区)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5工区)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○環境対策課長

議案書の111ページをお願いいたします。「議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、補足説明をいたします。

初めに、環境対策課職員が起こした事故において、市に損害を与えましたことについて深くお詫び申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

本件事故は、平成28年6月10日金曜日、午前8時30分頃、環境対策課職員が、ごみ収集業務のため塵芥車を走行中、市道宮ノ下3号線より市道宮ノ下本通り線へと左折した際、車両中央上部分を左側建物の軒先テントに接触させ、損傷させたものでございます。

なお、市側・相手方ともに、人身傷害はございませんでした。

事故の原因といたしましては、職員が左折をする際に、車両の内輪差を考慮しなかったことが原因でございます。

また、この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、損傷した相手方の軒先テント部分の修繕料109万8360円を相手方に支払うものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後もさらにこのような事故が起こらないよう、指導の徹底、および再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

下の内容で伺いたいのですけれども、修繕料109万8360円ということですので、ここの道というのはそんなに広い道でもないんですよ。金額的にはかなり大きな事故のような感じがするのですけれども、スピードを出し過ぎていたのかとか。詳しい内容教えていただければと思います。

○環境対策課長

宮ノ下の3号線というのが質問議員言われますとおり、そんなに広い道路ではございませんでした。詳細申し上げますと、その3号線を直進していたところ、右側より女性の歩行者が来られておまして、ちょっと左側に寄ったようなかたちで宮ノ下の本通り線のほうに左折を、U角に曲がるようなかたちで、そして以前ここの被害者のお宅は店舗、野菜屋さんかをされていたものですから、建物よりテントが出ておまして、そちらのほうに内輪差が生じて左側のほうのテントに衝突しまして、テント部分を一部張り替えというのができませんでしたものから、全面において張り替えをされたものと聞いております。

○兼本委員

普通の乗用車でもなかなかここ曲がるのって大変な場所ですよ。やはりそういったところで、歩行者がいらっしゃるとかということは、もっと最大限の注意をなくちゃいけない場所だと思います。

今のそのテントの状況等でこれだけ金額がかかるということですが、その注意を払わなかったことによって、こういった大きな金額が出ていくというのは非常にもったいないことではないかと思うのですよ。今後とも交通ルール等をしっかり指導のほうをしていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

議案第116号 指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

議案書の118ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする施設は、飯塚市斎場でございます。

選定の経緯等についてご説明いたします。指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月13日、7月11日、8月8日の3回開催されまして、その結果、「有限会社きど葬祭 代表者 代表取締役 山崎聰」が候補者に選ばれ、8月10日に選定委員長より市長に答申がなされました。

指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

議案書の119ページ「指定管理者指定議案資料」をお願いいたします。1の施設の概要及



び2の指定管理者となる団体の概要等については資料に記載のとおりでございます。3の公募及び選定の概要につきましては地域要件を設定いたしまして公募により実施いたしました。それにより市内業者3者の応募があったものでございます。

応募団体の評価点につきましては、121ページから123ページの「選定評価書」に記載をいたしております。候補者のきど葬祭につきましては、123ページになりますが総得点875点のうち678点で77.5%の点数となっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第116号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

#### ○文化課長

「議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」について、補足説明いたします。

議案書124ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする施設は、飯塚市文化会館、指定管理者となる団体は、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団。指定管理の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月10日、7月22日に開催され、8月10日、選定委員会委員長より市へ答申がなされております。

議案書125ページをお願いします。1、施設の概要でございますが、飯塚市文化会館で平成4年1月11日に開設し、芸術文化事業等の実施、文化活動に対する支援・協力、情報の収集及び提供をはじめ、利用者へのサービス、貸館業務、施設の管理、文化会館駐車場管理を行っております。2、指定管理者となる団体の概要といたしまして、飯塚市教育文化振興事業団は平成3年3月28日、地域文化の創造、発展を目的として設立されております提案業務及び事業計画としまして、文化芸術の拠点施設として、安心安全な環境づくり、貸館業務、自主文化事業の実施が挙げられ、3、公募及び選定の概要といたしましては、今回の文化会館の指定候補者につきましては、非公募による選定を行っております。非公募の理由といたしましては、飯塚市文化振興事業団と施設の関係が密接不可分であること、団体の役割と施設の設置目的・機能が一致していることから、安定的・効果的な施設運営が期待できるため、非公募とさせていただきます。4、指定管理料上限額は、1億3313万2千円です。これは消費税10%で算出しております。5、選定評価結果といたしましては、選定委員7名で、選定評価点数は700満点中470点となっております。

以上、「議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」について、説明を終わります。

す。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

この選定評価結果であります。配点700点中470点となっております。この採用する判断点の最低基準点とかというのはあるのでしょうか。

○文化課長

採点につきましては、飯塚市が平成28年3月に策定しました指定管理者制度の運用に関するガイドラインでは、総得点が50%に満たない場合は失格となり、評価は0点から5点までの6段階評価で行われ、標準的なレベルの場合は3点と規定され、60点が標準点となります。

今回の評価といたしましては、標準以上の評価をいただき、指定管理者としての能力を有していると判断されたと考えておりますが、採用におきましては、文化会館指定の全般に加え、施設の特性から、自主事業が本市の文化芸術活動の活性化につながる内容となっているか。文化活動の情報収集発信の拠点としての機能となっているか。人材育成、独創的なアイデアなどを加味して採点をいただいていたところでございます。

○兼本委員

わかりました。この選定基準の3番目、指定管理施設の効用を最大限に発揮することとともに、管理経費の縮減が図られるものであることという基準の所の審査項目がいろいろ、事業計画、方針、事業収支計画、地域との連携、社会貢献というのがございます。今回は非公募という理由が、事業団と施設の関係が密接不可分であるということですが、ここの点数が、この配点からいくと約60%しかないんですね。私は、ここの一番ポイントではないのかなというふうに思っておりますが、指定管理者としてお願いする上で、本市としてはそういったところどのように考えられているかおうかがいしたいと思っております。

○文化課長

先ほど申しましたように、今回の評価といたしましては、標準以上の評価をいただき、指定管理者としての能力を有しているとは判断しておりますが、委員ご指摘のとおり選定評価書のうち(3)施設の効用、管理経費の縮減につきましては、一定の評価はいただいたものの、施設の効用につきましては、地域の文化振興拠点としての地域社会との共生、共存、貢献のさらなる充実。経費の縮減についてはフェンドレイジング、いわゆる資金調達につきましては、民間助成等の獲得など、さらなる一層の努力が求められているというふうに考えております。また、地域の文化拠点としましては、選考委員会のプレゼンテーションにおきまして、自主事業の提案等が具体的に示されておりますが、市民が納得できるような客観的な評価基準に基づき、業務改善に努めるようというご意見もいただいておりますので、行政におきましても指定管理者と協議を図りながら、運用の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11:20

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

上野委員から「普通教室へのエアコンの設置について」、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。

上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。上野委員に発言を許します。

○上野委員

昨年12月に次年度中に、つまり今年度中、平成28年度中にエアコンの設置、順番くらいは決定するという、一般質問でもお答えになりましたが、副市長が答弁されて9カ月以上たちましたが、多くの子どもたちとか保護者の皆さんが楽しみにしておられる中、本会議の中でも、教育委員会では計画にまだまだ手をつけることができているというようなご答弁でしたので、所管である当委員会からでも意見を申し述べさせていただいて、計画策定の一助にさせていただければなと存じておりますので、委員長においてお取り計らい、よろしくをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「普通教室へのエアコンの設置について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「普通教室へのエアコンの設置について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○上野委員

順番を決めるのはとても大変な作業だと思うんです。当市の教育委員会は、たしか平成25年度から各学校の教室において温度を測ってきておられます。2時限目と5限目。その温度の差といいますか、学校別にとても暑い学校と風があって涼しい学校とありましょから、そのとられた温度の、学校の暑さのランキングといいますか、そんなものをお持ちであれば、ご紹介いただきたいと思います。

○学校教育課長

まず、25年度につきましては、測定方法が器具の違いがまちまちであったりしたため、このデータにつきましてはやや信頼性に欠けるというところから、本日今からご報告する対象としては削除させていただきたいと思います。また、本年度につきましては、今各学校のほうからデータがあがってきておりますが、その点検、整理をしておりますので、本日は平成26年度並びに27年度の結果に基づいて、今質問委員から出されましたことについて概要を説明させていただきたいと思います。

まず26年度につきましては、7月、8月、9月の3カ月間を調査対象といたしました。調査日数につきましては、26日から23日、これは出校日を実施していない学校の差であります。今回28度以上の日があれば、それを1としてカウントをして、この3カ月間の小学校、中学校、それぞれのまず日数を出してみました。

まず、小学校につきましては、28度以上があった日は、先ほど申しました26日から23日の間の約18日間というのが平均した値でございます。同じく中学校につきましては、約20日間という数字が出ております。そこで該当日数を基に、それぞれ一番日数が多かった学校等の順位は一応つけておるところであります。続きまして、また概要について先に説明させていただきますが、27年度につきましては、6月から9月までの4カ月間。日数については、小学校が58から57日、中学校については58日となっております。27年度のこの間の該当日数につきましては、小学校が約20日間、中学校が約20日間となっております。以上が概要の説明であります。

○上野委員

各学校ごとに、その順番が出ていれば教えていただけますか。

○学校教育課長

それでは、まず26年度につきまして、小学校において最もこの日数が多かったのは、伊岐須小学校26日でございます。続いて多かったのが、22日ということで、目尾小学校、庄内小学校になっております。次年度27年度におきましては、最も該当日数が多かったのは、潤野小学校の46日。続きまして、楽市小学校の29日。続いてが、庄内小学校の28日というふうになっております。続きまして、中学校のほうですが、26年度においては該当日数24日で、一番多かったのが幸袋中学校。続いて23日で颯田中学校。22日で、穂波西中学校になっております。27年度におきましては、最も多かったのが36日で穂波西中学校。続いて、28日で穂波東中学校。続いて、24日で飯塚第一中学校でございます。

○上野委員

そのランキングというか、順番については一覧表になっていると思いますけども、やはり設置順番を決める際には温度の結果というのが最も合理的でわかりやすい大原則の一つになるかと思いますが、それについてはどのようなご認識ですか。

○教育部長

ご指摘のとおり温度についての評価というのは、やはり順番を決める際の一つの要素であるというふうに考えております。そのために26年度より測定器も統一、また測定条件も統一する中で、各学校、午前中・午後、それぞれに時間を設定して測定をしていただいているところでございますが、今報告をいたしましたように、それでは、その規則性があるかというところ、この2年間のデータでは一概にそうは言えない状況がございます。そこで、さらに今年度につきましては温度、さらにもう一つは、不快要因としては、湿度の関係がございますので、その両面から今測定し、データの集約を9月まで行いまして、取るようにしております。その3年間で何らかの規則性が見られれば、それは一つの大きな要因になるのではないかというふうに考えておりますが、今は何とも申し上げられません。

○上野委員

今、ご報告聞いてもバラバラなので、本当にその規則性を見つけるのには10年とか20年単位で測る必要があるのだろうなというふうに思っています。一概に平均値をとられて、それよりもいつも上位にある学校とか下位にある学校というのは分かるはずですので、そこらへんをぜひ参考にさせていただきたいと思っております。その温度のほかにも、参考になるような基準、具体的に合理的なというふうになると、私も委員会の皆さん方と話していたときに、例えばクラスの多い学校ですとか、教室の少ない学校からとか、1年でつけられないのであれば、平均してつけていかなければならないじゃないかというふうなご意見出たのですが、なんでわざわざ所管事務調査をさせていただいているかというところ、あと6カ月余りで皆さん方順番をつけなくちゃいけないわけですけども、例えば、小学校と中学校に分けて、2年間でつけてしまおうと。これだったら、具体的に合理的な理由になると思うし、皆さん方、市役所の部長さん方とか担当の方や私ども議員の地元には必ず学校というのがあります。みんながそれぞれ早くつけてほしいよねという思いがあって当然のことだと思うのですよ。順番をつけていただく際に、どこからも不満や不平が出ないというのは1年でつけられない限り難しいとは思いますが、皆さんがある程度納得していただけるような具体的に合理的な理由をきちんとつけていただけるようなことをやっていただきたいと思います。

きのうからきょうにかけて資料づくり大変御苦労さまでございました。温度もしかり、その他の要因も考え、またそういうふうな人心と申しますか、気持ちも考えていただいて、これから先の業務に取りかかっていたらと思います。

設置については、教育委員会はお金がかかっているからもうちょっと待ってくれという話を

ずっといただいているのですが、一貫校建設ですとかICTの機器、また、ことし始められました英会話のオンライン授業は、いずれも保護者から強い要望があった事業ではなかったんじゃないかと私は思っているのです。教育委員会や執行部が、これをやれば子どものためになるのではないかなって手がけられてきている事業だと私は認識しています。それを決して私は否定しません。実際子どもたちの役に立っています。ただ、教育委員会の予算というのは別に上限が決められているわけでもないと思いますし、保護者や国から求められている、また指導されている事業の推進については、もっと積極的に真剣に取り組んでいただきたい。やっぱり9カ月の間、何も手つかずで、一般質問でも答弁できないというのは、ちょっとこれは使命とか責務とかいう意味からは十分だったのかなというふうに私自身は疑問を持っていますので、これから先、いつ実現できるのかは別問題ですけども、それも順番というのがとても重要になってきますので、そこら辺は皆さんにきちんと説明ができるような形で、また今から教育委員会の中で、いろんな会議を経てやっていかれるのでしょうかから、その都度ご報告をいただきながら進めていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の3件について、執行部から、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

工事請負変更契約についてご報告のほうをさせていただきます。お手元に配付しております、A4横の工事請負変更契約報告書をお願いします。

工事名は飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(4工区)工事で、契約金額と工期の変更になります。契約金額については、原契約金額8954万2800円から85万7520円を減じて8868万5280円とし、工期については原契約工期、平成27年11月6日から平成28年8月12日までを、変更契約工期、平成27年11月6日から平成28年8月31日とするものでございます。

変更理由につきましては、工事請負変更契約報告書に米印にて主な変更理由として記載しているとおりで、当初予定していた工事期間中の仮設沈砂池と調整池内の濁度処理用フィルター材の取替えが不要となったことが契約金額減の大きな理由でございます。その他調整池造成工、擁壁工、調整池設置工等の数量の精査及び労務単価の改定に伴う請負金額の変更を行ったものでございます。

また、工期の延伸は、調整池構造物のコンクリート打設が梅雨時期と重なったため降雨により施工が出来なかったことが要因となっております。

以上簡単ではございますが、工事請負変更契約について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立穂波東中学校の新校舎への移転時期について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

飯塚市立穂波東中学校の新校舎への移転時期についてご報告のほうをさせていただきます。

穂波東中学校の新校舎への移転時期は当初平成29年3月を予定していましたが、外構工事を含むプール解体・屋内運動場棟の建設工事であり、(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(4工区)工事の工期が来年10月31日までであり、工事開発完了検査を含めると体育館が使用できるのは来年12月からとなる見込みでございます。そのため、平成29年3月に穂波東中学校が新校舎に移転して平成29年4月から11月一杯まで体育館が無く、また運動場も約半分が工事エリアとして使用できない状況で授業やクラブ活動、また学校での諸行事や児童生徒に与える影響等について関係学校長、関係各課と検討した結果、穂波東中学校の新校舎への移転時期を平成30年3月と1年おくらせるものでございます。

次に、屋内運動場棟の供用開始が工事完了開発検査を含め12月からとなった経緯についてご説明のほうをさせていただきます。

お手元に配布しています資料、A4横の穂波東中学校区小中一貫校建設スケジュールをお願いします。区分欄にあります平成26年7月30日のスケジュールでは新校舎等建設が平成26年度の1月から平成27年度の2月末までで、その後外構工事も平行してありますが屋内運動場棟の建設は平成28年度の4月から3月までの建設期間として見込んでおりました。しかし、区分欄中段の平成27年度スケジュールになりますが、新校舎建設地内に設定されていた抵当権抹消に時間を要しまして、新校舎等建設の着工時期が当初予定から約3カ月半おくれ、平成27年度の4月中旬以降となりました。

また着工のおくれで竣工時期につきましても3カ月半おくれの平成28年6月15日となり、学期途中であったため新校舎への引っ越しが夏休みである7月下旬まで出来なかったため、引っ越し期間においても当初予定より1カ月半のおくれが生じ、着工のおくれと合わせて当初予定より約5カ月のおくれが生じておりました。

この状況については、昨年度、関係学校長に示して学校の移転時期への影響についてお聞きしましたが、体育館や運動場が使用できないのが1学期間であれば平成29年4月に移転しても対応出来るとのことで、この時点までは学校の移転に関して当初予定に変わることはございませんでした。

しかし、今年に入りまして新校舎周辺の道路や歩道等の整備を行っていた外構工事との重複施工において、新校舎棟建設の進入車両等各種工程での兼合い等が十分でなかったため、新校舎周辺の外構工事の工期に影響が生じるおそれが生じました。

そのため、当初は外構工事との重複施工を予定していた屋内運動場棟建設工事についても、外構工事との重複施工で問題がないのか、児童生徒の安全確保に関しても問題がないのか、発注前に再度工程等を確認したところ、見直しの必要が生じ、別発注を予定しておりました外構工事を屋内運動場棟建設工事に含め、工期の見直しを行った結果、屋内運動場棟の工期が平成29年10月末となり、工事開発完了検査を含めると体育館の使用が出来るのが平成29年12月からとなったものでございます。

事業計画を当初計画した際に、重複施工を行ってでも事業の短縮化を目指したのですが、実情としては重複施工の場合の施工的な手待ち期間や安全管理面での検討が不十分であった事に加え、関係学校長、関係各課との協議が不十分であった事から、穂波東中学校の新校舎への移転時期を平成30年3月と1年おくらせる結果となりました。

本件につきましては、今後、保護者の皆様や自治会長、開校準備協議会等関係の方々にご説明をさせていただき予定としております。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

説明をいただきましたが、原因は何ですか。

○学校施設整備推進室主幹

1年穂波東中学校の移転がおくれる原因としては、大きく2つございまして、その1つが新校舎の着手時期のおくれでございます。こちらのほうにつきましては、抵当権抹消に3カ月半の時間を有し、その後、竣工時期が着工時期のおくれに伴いましてずれたことにより、本来であれば、春休み期間中に引っ越す予定であった所を、さらにそこで引っ越し期間において1カ月半のロスが生じ、抵当権抹消関係で約5カ月のおくれが生じております。次の要因としましては、重複施行を予定していた部分について工期の見直し、安全管理面を含めた全体的な見直しを迫られた結果、3カ月工程が伸びた、この2つが大きな原因でございます。

○上野委員

抵当権の抹消、これは平成27年度スケジュールのときにご報告をたぶんいただいていると思うのですが、まず1つずつ聞きましょう。当権抹消の時期を見積もったのはどなたですか。

○学校施設整備推進室主幹

抵当権抹消の時期を見積もった分につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、ちょっとわかりません。

○上野委員

通常、抵当権抹消って何カ月かかるのですか。

○教育部長

この点につきましても、議案審議のときにご報告をさせていただいたと思いますが、本件につきましては、大正年代という非常に古い抵当権、これがいわゆる開発申請を行う際に見つかりまして、その権利者が15名ということで、当初はその15名の方についてのいわゆる相続関係が生じますけれども、その追跡調査に非常に時間を要したということがございます。そして、これちょっと手元のほうに資料がございませんが、最終的には時効という形で、この15名の方の抵当権を整理しようということで、弁護士のほうへ依頼をいたしまして、約3カ月を要したかというふうに記憶しております。

○上野委員

2つあります。その大正ですとか、そういう15名の方がいらっしゃるということは開発申請を行うまで法的に確認することは不可能なのですか。それともあなた方が怠っておられたのですか。

○教育部長

この件につきましては、抵当権が入りましたのが平恒小学校の現在新校舎が立っている部分、いわゆる以前にはグラウンドであったところでございます。この分につきましても、過去にもご報告いたしました。当然私どもといたしましては、チェックが必要だったかとは思いますが、基本的にはそれぞれ市の所有の土地についてはなっているというような前提でおりましたけれども、再調査の結果、抵当権が発見されたということでございます。

○上野委員

民間だったら、副市長。自分の土地だと思って市役所の土地でしたら、お金も貸してもらえませんよね。抵当権もつけられないし。建物も建てようとしているのですから、調べるのは当然だったですよ。もう一つおっしゃいました、抵当権を時効にして取得したのだと、これ時効にするには、通常弁護士さんに頼めば3カ月で取得可能なのですか。

○教育部長

先ほどもご答弁いたしました。ちょっと手元のほうに資料がございませんが、これも私の記憶をたどっております。それで4月の中旬から着手をしておりますが、たしか3月までにそのような裁判手続が終了した――。

( 発言するものあり。 )

これ着手ですね。工事の着手の時期を申し上げておりますが、たしかそれ以前に抵当権が消えたのを確認して、臨時議会でご審議をお願いしたと思っておりますが、その直前に消えたのを確認してお願いしたというふうな記憶をしております。たしか2月ではなかったかと思うのですが、それ以前3カ月くらいかかった。それから、抵当権確認できなかったというのが非常におかしな話であります。いわゆる抵当権だけが残っていた。表示としては旧穂波町ということですが、まずそこだけを見れば、その後、飯塚市のほうに移っているわけですが、深く抵当権までの確認ができてなかったということでございます。

○上野委員

この重複工事。もう一つの理由のほうなのですが、これ当初のスケジュールは、重複工事これでいけるよねという判断をされているんですよ。それはどなたがされたのですか。

○学校施設整備推進室主幹

当初この計画を策定するに当たりましては事業課であります学校施設整備推進室、また土木建設課、建築課などの関係各課で、こちらのほうのスケジュールについては計画をしているところでございます。

○上野委員

そこが責任とらなくちゃいけないということですね。今回のおくれは。

○学校施設整備推進室主幹

今回、重複施行を行うに当たっては、見直しの必要が生じたというのは、先ほどもご報告のとき、申し上げましたとおり学校での安全対策なども含め内部での協議が不十分であったという認識はしております。

○上野委員

それはわかりますよ。特別な事情が出てこなくて、見通しが甘かったというご答弁なんですけど、どなたの責任、見積もってこれで工事いけるよねと作成されたのはどなたですか。

○教育部長

今のスケジュールについての、責任の所在ということをお尋ねと思います。だれが決めたのかということですが、これは関係各課協議をいたしまして。平成27年度については、スケジュールを決定したわけですが、先ほども申し上げましたように、教育委員会の立場といたしましては、1日も早く統合を目指したいというような思いもございまして、最速でのスケジュール案ということを最優先に検討してほしいというようなお願いもしたところでございます。その中で27年度については、それでもでございますけれども、1学期間は体育施設について使えない状況も生じました。もうこれ以上は短縮ができないということでしたので、学校側とも協議する中で、1学期間であれば、体育施設の使用につきましては、代替で何とか賄って行って、統合については予定どおりにやろうというような打ち合わせもした中で、29年度開校ということで計画をしていたわけですが、その後でございますけれども、実際に新校舎も完成をいたしまして、現場の状況を確認する中で、当初見通しのとおりでは、工事が進まないというような状況も生じてまいりました。これについてもかなり検討を重ねてまいりましたけれども、やはり児童生徒が中においての建設工事の進行でございますので、児童生徒の安全ということも優先する中で、やはり、ここは新校舎ができたといいますが、学校生活については支障があってはなりませんので、統合の時期について、先ほどもご答弁いたしましたけれども、耐震化という一番当初の目的からすれば、予定どおりに入れるという事が望ましいわけですが、そればかりにこだわるわけにもいかないのではないかということで検討いたしまして、提案された計画につきまして、最終的に教育委員会といたしましてもやむなしと判断をいたしまして、本日、ご報告をさせていただいているところでございます。



○上野委員

全然そんなこと聞いてないのですよ。

最終的な決断は、市長に決まっているのですけども、市長が重複工事できるかできないかとか、わかるわけじゃないじゃないですか。重複工事のスケジュールを決めたのはどこですか。外部なのですか。内部のどこなのですか。というのをお聞きしています。

○教育部長

ちょっと説明が不足したかと思えますけれども、工事の発注は教育委員会のほうで行っておりますので、教育委員会の責任ということになります。

○上野委員

教育委員会がこの重複工事できるかどうか、教育委員会の中で、教育総務課で決められたのですか。

○教育部長

先ほど申し上げておりますように、教育部の関連部署全てよりまして検討もさせていただきましたし、当然、市長部局の建設担当部局とも協議を行っております。

○上野委員

この重複工事の部分、お名前は聞かなくていいですよ。どういう肩書の方がつくられて、部長なりにご提示をなされたのでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

このスケジュールにつきましては、提示を受けたのは建築担当課のほうから、当然提示を受けまして、それについて学校施設整備推進室を含めて、このスケジュールについて確認を行ったという次第でございます。

○上野委員

都市建設部の建設担当から提示を受けて、教育委員会でそれを精査されたのですか。そういうふうには聞こえましたが。

○建築課長

その当時は、各土木の工程、建築工事の工程ということで、それぞれの必要な工程をこちらのほうからコンサルのほうに送りまして、コンサルのほうで取りまとめた行程表が、平成27年度のこのような工程表になっております。

○上野委員

26年度、表でいくと1番上のスケジュールと、2番目のスケジュールはコンサルがつくってきたと認識していいですか。

○建築課長

そのとおりでございます。

○上野委員

じゃあコンサルの責任ですよ。

この外構工事が2回にわたってスケジュールが見直しされています。2回目については、きょうはよろしいですが、現在のスケジュールに変更されたときにこの工事の発注が表にもあります。先ほど説明もありましたが、屋内の運動場と外構工事を含んで発注をされてありますね。発注をされたのは、今議会に今かかっていることですかね。

○学校施設整備推進室主幹

こちらのほうは（仮称）飯塚市立徳波東小中学校建設（4工区）工事になりまして、こちらのほうは、6月議会にて議案として上程させていただき、議決をいただいたところでございます。

○上野委員

ごめんなさい。じゃあ6月議会の時点で重複工事の工期が延びるっていうことはわかってな

かったのですか。

○学校施設整備推進室主幹

提出の段階から工期が延びるというのはわかっておりました。

○上野委員

わかっていて、何でその時期に中学生が一緒になれないよねという話は出てなかったのですか。そのときにここまで延びると、学校としては授業単位とれないよねという話に当然なりませんよね。その発注するときの学校側との話し合いはどうだったのですか。

○学校施設整備推進室主幹

ただいまご質問にありました件につきましては、この工事案件のほうは5月17日の日に入札執行をされまして、落札者が決定されました。教育委員会のほうとしましては、その入札執行後、すぐに学校長3名のところに向きまして、この工程表及び新校舎の図面などを持っていきまして、まず、各校長のほうとこの状況で、平成29年4月から一貫校として3校一緒に合同で移転ができるのか、そういう部分については入札執行後から検討のほうを行っていたところでございます。

○上野委員

入札執行後じゃないでしょ。発注する前に検討はなされなくていけないですよ。設計もやり直しているのだから。その前には、全く学校側との打ち合わせはやられてなかったのですか。

○学校施設整備推進室主幹

たいへん申しわけありません。発注前についてはまだ学校のほうとの打ち合わせは行っておりませんでした。

○上野委員

では、発注後に学校の校長先生方、3校の関係者と打ち合わせをされたらと。工事がここまで延びるとい提示はこの時にももちろんされてありますよね。提示された中で、校長が、これはもう来年の平成29年度の4月に移るのは無理だなと判断するまで時間どのくらいかかりますか、学校教育課長。聞いていました、今。どのくらい判断するのにそんなに長くかかるのですか。

○学校教育課長

実際その判断をするときに、当初の計画を既に学校は、一般論であります立っていると思います。それを全て見直し、いわゆる焼き直しですね。作り変えて。そしてそれをもとに判断をすると思いますので、2日、3日というような短い期間ではないというふうに考えています。ある一定期間、これまでつくったもの全部見直していきますので、それをもとにですから、ここで具体的な数字を、1週間とか2週間ということはなかなか申しづらいのですが、やはり一定期間の日数はないと適切な判断の準備ができないというふうに考えております。

○上野委員

そうだと思うんですよ。日数、百歩譲って1カ月かかったとしましょう。発注から1カ月後って何日ですか。

○学校施設整備推進室主幹

入札が5月の17日に行われましたので、1カ月後といいますと、6月の16日になろうかと思えます。

○上野委員

何で今まで発表しないのですか。少しでも早く教えてあげないと。そう思いませんか。6月のその頃って議会開催時期じゃなかったですか。違いますかね。やっぱり、議会もそうですけど、地元の方々の気持ちを考えるとね、1年間おくれるのですよ。初めてじゃないでしょう、あなたの方。幸袋に引き続いてやっているのですよ。だから先ほどの議案で信用をおとしめていますよと言わざるを得ないですよ。

このスケジュールなのですが、先ほどのコンサルにお願いしたと。施工管理は業者さんがやられていたのですか。

○建築課長

工事監理につきましては、工事監理委託という形でコンサルタント委託と、行政のほうで我々、建築工事でありましたら建築課、土木工事でありましたら土木建設課のほうで工事担当として、そちらのほうの工事の管理をしております。

○上野委員

責任の所在が不明確すぎますね。結局、関係者の方々にご説明をして、謝られるのは教育委員会の方々だけになるのでしょうか。それはおかしいと思いますよ。一番初めからどんな理由でおくれましたというのは、ただご理解くださいではあんまりじゃないですか。もうちょっと責任の所在をはっきりするような方策はとれないのでしょうか、今後の話になりましようけど。

○学校施設整備推進室主幹

今回、結果的におくれましたことに伴いまして1年間移転が延期ということになりました。その責任の所在ということなのですけれども、当初につきましては、5月17日の入札執行後にあくまでも来年4月に入れなかつたということで、学校との交渉、また関係各課との学校関連業務について、体育館がない運動場が半分使えないという状況で、問題なく平成29年4月から入れるか。そういうふうないろんな打ち合わせや協議を行ってきた主体は、学校施設整備推進室でございます。当然この打ち合わせの中で、いろんな代替案も出ささせていただいております。29年4月に入って体育館がない状況で。それで問題がクリアできて平成29年4月に入れたということになりますと、これについては、主体はやはり学校施設整備推進室ということになるかと思っております。責任の所在は、もちろん説明責任についてもでございます。ただ、部分部分で、建築工事の関係では、やはりどうしても学校施設整備推進室のほうでは説明ができない部分、理解が届かない部分がありますので、その部分の責任につきましては、担当課ということになるかと思っております。責任がそれぞれにあつて非常にわかりづらいというご意見はわかりますけれども、実際、業務としては関係各課と連携をとりながら、それぞれ役割分担をしながら、必要なところについては協力しながら行っておりますので、そういうふうな状況ということでよろしくお願ひします。

○上野委員

もう、おくれたことは仕方ないので、今から言っても、大きな理由を2つ言われました。担当権抹消の時期、それと重複工事。きちんとこの2つを説明してあげてくださいね。それぞれの担当の方が丁寧に説明をしてあげてください、皆さんに向き合つて。全員が納得、ご理解というのは難しいと思ひますけれども、できる限りの範囲で、そのような対応をしていただきますようお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひします。

次に、「平成28年度中学生海外研修事業の実施について」報告を求めます。

○生涯学習課長

平成28年度中学生海外研修事業の実施について、ご報告いたします。

本研修は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベル市近郊を研修地として、ホームステイや学校登校での交流を主体としたものです。研修生20名、団長以下随員4名、総勢24名で、実施いたしております。

研修日程でございますが、お手元に資料を配布させていただいております。期間につきましては、8月19日から27日までの9日間の日程で実施いたしております。

研修の内容でございますが、1日目は、サンノゼジャパントウンミュージアムやアップル社を訪問し見聞を広めております。2日目からは、サニーベル市で、研修生20名がホームステイを行い、アメリカの日常生活をしながら、1年生、2年生は、サニーベルミドルスクール、3年生は、ホームステッドハイスクールの授業に参加し、現地の中学生、高校生との交流を通して、異国の生活、習慣、文化の違いなどを、実際に体験することができました。7日目には、スタンフォード大学を訪問し、構内を日本人学生に案内をしてもらい、ロボット研究所の見学など、貴重な体験をいたしております。

アメリカでの滞在期間に、さまざまなプログラムを実施した研修でございましたが、研修生たちは、「もっと英語の勉強をして、アメリカに語学留学したい」、「将来、国際的に関わる仕事をしたい」など、今回の研修で大きな刺激をうけ、新たな希望を抱いた様子でございました。

今回の海外研修により、社会性、主体性、また国際感覚を養うなど、所期の目的を果たし、全員無事に帰国いたしております。

また、今後の予定でございますが、2回の事後研修の後、10月23日に帰国報告会を実施する予定でございます。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

大変お疲れさまでした。そこでちょっとお尋ねなのですが、この中学生海外研修事業に参加した参加校といえますかね、学校、そしてその学校から何名出たのかをお尋ねいたします。

○生涯学習課長

今回20名が参加しておりますけれども、飯塚市立の学生が11名、私立の中学校が5名、県立の中学校が4名、合計20名となっております。

○勝田委員

ということは、おそらく中学校は飯塚市内、県立、私立、それから飯塚市立ですかね、あわせて2900から3千名ぐらいですかね、生徒数は。ということは、今伺いますと、日新館が、たしか去年も5名だったですね。それで新たに開校した嘉徳附属こが4名、あわせて9名。20名の内に市立と県立で約半数ですね。今後、こういう状態が続くと、半数どころかもっとふえるような気がするわけですよ。こういう貴重な体験というのはやっぱり幅広く、沢山募集して、数限りがあると思いますけども、今、貧困家庭対策だとか、生活困窮者対策に対しても財政支援だとか生活支援あたりをしているわけですけども、そういった方向での参加とかは課としては考えておられますか。

○生涯学習課長

現在、応募者の家庭環境等については把握をしておりませんし、家庭による別枠とかいう形は考えておりません。

○勝田委員

正直に言って日新館にしても、それから県立の嘉徳中学校にしても、恐らく生活的にも、私立のほうに比べると安定しているといったらおかしいのですが、そして学力もたしかに高いですよ、両方とも。恐らく、この選考は学力テスト、選考試験ですかね、それと面接、あと学校の内申とかあるかもしれませんけど。まさに生活格差が学力格差。学力格差だけではなくて選考格差までいったら先ほど言ったように、ほぼ日新館と嘉徳中で参加者を占めるとなったら、本来の意義からいうと、少し逸脱するような気がするので、今後やっぱそういったところもしっかり考えて、ぜひ多くの子どもたちが幅広く、恐らく飯塚市立の11名が参加したとしても、恐らくこれ4校、5校ぐらいのもんでしょう。10校ぐらいから11名じゃないと思うのです

けど。どうですか。

○生涯学習課長

20名の中の飯塚市立の学校は6校でございます。

○勝田委員

ぜひ、これはお願いですけれども、そういった検討されて、より多くの子どもたち、特にやはり貧困家庭の子どもたちでも学力的に優秀な子がいるけども、やっぱ家庭的な財政難で参加したくてもできない、だから当然応募もしないと思うのですよね。そういったところも少し開けるような、そういった形で検討をぜひお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○生涯学習課長

今後、検討してまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。